



(株) ローカル不動産

弊社では、【宅地建物取引士／空き家管理士／相続診断士／不動産後見アドバイザー／遺品整理士／任意売却士／既存取引業者／住宅アドバイザー／常駐し私を遺品整理士としてお立ち参理提供し※】、連携し、心付け、資金を、お預かりし、お返しをさせていただきます。

不動産の購入や売却は、人生の中でも特に大きな出来事の一つです。初めてのことや慣れない手続きも多く、ご不安や分からないこともたくさんあるかと思ひます。

私は、常に「お客様の視点に立つこと」を何より大切にしています。専門用語を並べるのではなく、お客様にあわせて、一つひとつ納得いただけるまで分かりやすく丁寧に説明することを心がけています。

「また機会があれば相談したい」 そう思っただけのよう、一期一会の出会いを大切に、最後まで一生懸命対応させていただきます。

不動産に関する事なら、どんな些細なご不明点でも、お気軽にご相談くださいませ。どうぞ宜しくお願い致します。

最後までお読みいただき有難うございました。

住所	東京都足立区鹿浜5丁目29-15 浅香マンション1F	電話番号	03-6803-1494
免許番号	東京都知事免許(1)第110162号	所属団体	(公社)東京都宅地建物取引業協会
保証協会	(公社)全国宅地建物取引業保証協会		

担当者からのご挨拶



松井 一也

ご覧いただき有難うございます。

不動産の購入や売却は、人生の中でも特に大きな出来事の一つです。初めてのことや慣れない手続きも多く、ご不安や分からないこともたくさんあるかと思ひます。

私は、常に「お客様の視点に立つこと」を何より大切にしています。専門用語を並べるのではなく、お客様にあわせて、一つひとつ納得いただけるまで分かりやすく丁寧に説明することを心がけています。

「また機会があれば相談したい」 そう思っただけのよう、一期一会の出会いを大切に、最後まで一生懸命対応させていただきます。

不動産に関する事なら、どんな些細なご不明点でも、お気軽にご相談くださいませ。どうぞ宜しくお願い致します。

最後までお読みいただき有難うございました。



1



地震発生時のゆれやすさ

…P1

深谷断層・綾瀬川断層（全体が同時に活動）で地震発生時の
予測最大震度は、**震度7**です。

2



活断層

…P2

最も近くの活断層までは 約 **3km** です。

3



液状化の可能性

…P3

液状化の可能性がとても高いです。

4



津波浸水深

…P4～P5

都道府県想定で想定される浸水深は **—** 南海トラフ地震では **—** です。

5



浸水の可能性

…P6～P8

標高は 約 **2.9m** です。
 想定される想定最大規模の浸水深は **0.5m以上3.0m未満** です。
 想定される計画規模の浸水深は **0.5m以上3.0m未満** です。
 対象地点は **—** に指定されています。

6



土砂災害の可能性

…P9

—

7



災害レッドゾーン

…P10

8



周辺の避難場所・避難所

…P11



最も近い避難場所は **都営鹿浜五丁目団地14号棟横空地** です。



最も近い避難所は **鹿浜未来小学校** です。

9



土壤汚染の可能性

（対象地点から半径1km範囲内）

…P12

土壤汚染対策法の **指定区域があります。**

10



土地の履歴

…P13～P17

11



土地の地形分類

…P18



想定される地震を震度階の大きい順に上位3つ示します。

1

深谷断層・綾瀬川断層（全体が同時に活動）で地震発生時の予測最大震度は **震度7** です



<上記地震について>

深谷断層・綾瀬川断層（全体が同時に活動）の活動により発生が予想される地震です。

耐震性の低い建物で傾くものや倒れるものが多くなります。耐震性の高い建物でも、壁などにひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くこともあります。

2

深谷断層・綾瀬川断層（鴻巣－伊奈区間と伊奈－川口区間が同時に活動）

震度7

3

綾瀬川断層伊奈－川口区間

震度6強



解説

- ・「ゆれやすさ」とは、地震による地表面のゆれやすさを示します。一般的に、同じ地震でも平野や川に沿った地域、人工的に土を盛った造成地など、地表面（表層地盤）が軟らかい場所は、固いところよりも揺れやすい傾向にあります。
- ・表層地盤データを元にゆれやすさを計算しています。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 地震発生時のゆれやすさ(2021)/国際航業㈱

※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する表層地盤データ等を用いて「距離減衰式kanno et al(2006)」、「計測震度算出式 Morikawa and Fujiwara(2013)」の文献等を参考に国際航業㈱が独自に解析し作成したものです。



最も近い活断層を3つ示します。

最も近くの活断層までは 約

3km

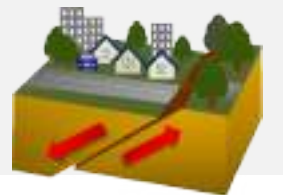
です。



NO	断層名称	対象地点と活断層の距離関係	地震の規模 (マグニチュード)
①	綾瀬川断層伊奈 - 川口区間	約 3km	M 6.5
②	綾瀬川断層鴻巣 - 伊奈区間	約 22km	M 6.5
③	立川断層帯	約 31km	M 6.8

解説

- 地震は、断層が動くことによって起こります。活断層とは、くり返し活動し、将来も活動する可能性が高い断層です。活断層の近くでは、地震の規模が小さくても震源が浅く、被害が大きくなる可能性があります。なお、活断層の活動周期は断層によって異なりますが、千年～数千年程度の間隔のものもあれば、1万年程度の間隔のものも存在します。
- 活断層は、地震調査研究推進本部により活動性が高く、社会的、経済的に大きな影響を与えるような地震を起こすと考えられる「主要活断層帯」とそれ以外の「その他活断層」に分類されています。本サービスでは、出典元に基づき「主要活断層帯」を赤色、「その他活断層」を黒色で表示しています。また、地表面に対して垂直に分布する断層は「線」で、斜めに分布する断層は、断層の地下部分を地表面に投影した「面」で表示し、地表面に近い部分を太線で表現しています。
- 地震調査研究推進本部は、近畿地方から九州地方に位置する中央構造線断層帯において、2種類の断層の位置や傾斜のモデルが存在する可能性があるという見解を示しています。
- 対象地点と断層線の距離を平面図上で計測しています。
- 地形や地盤によっては、遠くの活断層の影響を受ける事が考えられます。



注意

- 出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 活断層 (2021) / 国際航業株

※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する主要活断層帯、その他の活断層から国際航業株が編集・加工した情報です。



液状化の可能性を5段階で示します。

総合判定

液状化の可能性がとても高いです。



※地盤の性質に加え地震動を考慮し表層地盤データを元に液状化の可能性を計算しています。

液状化の可能性がない

液状化の可能性が低い

液状化の可能性がある

液状化の可能性が高い

液状化の可能性がとても高い

地盤の性質

本地域は、自然堤防や砂(礫)堆などの背後に位置し、河川の堆積作用が比較的及ばない低湿地で、後背湿地と呼ばれる地形です。非常に水はけが悪く、地盤は軟弱で、地盤の性質としては液状化発生のある地形です。なお、地震動の影響を考慮した場合、液状化の可能性は地盤による可能性とは異なる場合があります。

解説

・液状化は、地震のゆれで地面が液体状になる現象です。その結果、建物や道路などが沈下したり傾いたりするため、ライフラインへ影響を及ぼします。液状化の発生は地盤の他にも、地下水位の状況等の要素によっても左右されますが、本レポートの液状化の可能性データは地盤、および地震動の影響を加味して作成されています。地震力により液状化が発生しないという地域でも、液状化の起こりやすい地盤の場合は、液状化が発生する場合もあります。



注意

・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等他の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 液状化の可能性(2021)／国際航業㈱

※「地震ハザードステーション/防災科学技術研究所」が公表する表層地盤データ等を用いて「地形分類情報を活用した液状化発生危険度の予測(小荒井ら(2013))」の文献等を参考に国際航業㈱が独自に解析・判定し作成した情報です。

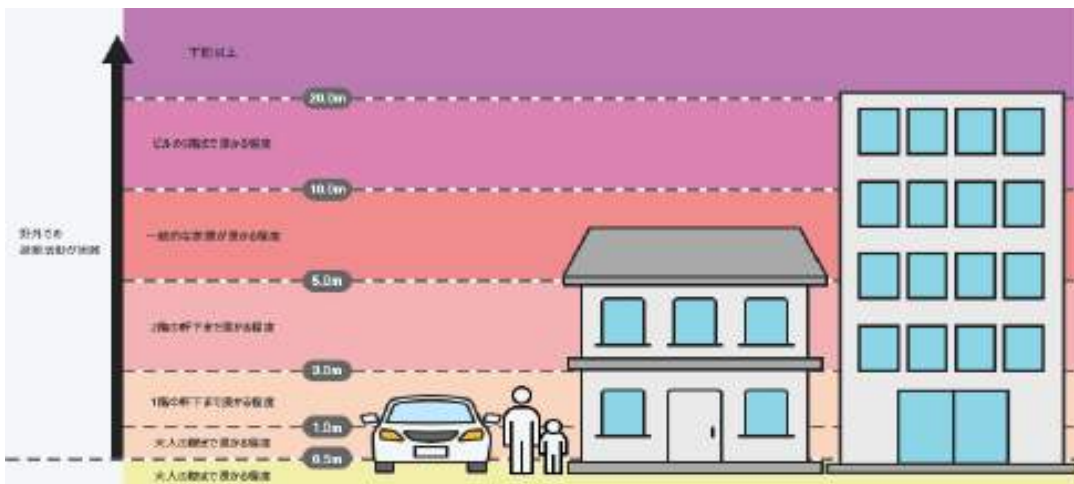


各都道府県が最大クラスの津波に基づいて設定した津波浸水想定区域と浸水深を示します。

想定される浸水深は

—

です。



凡例

- 津波浸水想定
- 浸水深 20.0m 以上
 - 浸水深 10.0m 以上 20.0m 未満
 - 浸水深 5.0m 以上 10.0m 未満
 - 浸水深 3.0m 以上 5.0m 未満
 - 浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満
 - 浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満
 - 浸水深 0.3m 未満

解説

- ・本津波浸水深の想定は、津波防災地域づくりに関する法律（津波防災地域づくり法）（平成23年法律第123号）に基づいて設定されたもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- ・最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- ・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を元に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば大きな被害をもたらす津波です。
- ・浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- ・結果が「—（ハイフン）」の場合、データ元にデータが登録されていないか、シミュレーション対象区域外（浸水が想定されないまたは対象となる河川がない区域）のため、地図上で色差りがされません。色差りがされていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があり、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

<出典> 津波浸水想定(2025)／国際航業株

※「国土数値情報（津波浸水想定データ）／国土交通省」を元に、国際航業株が編集・加工した情報です。

シリアルNo. 20260412024613110054

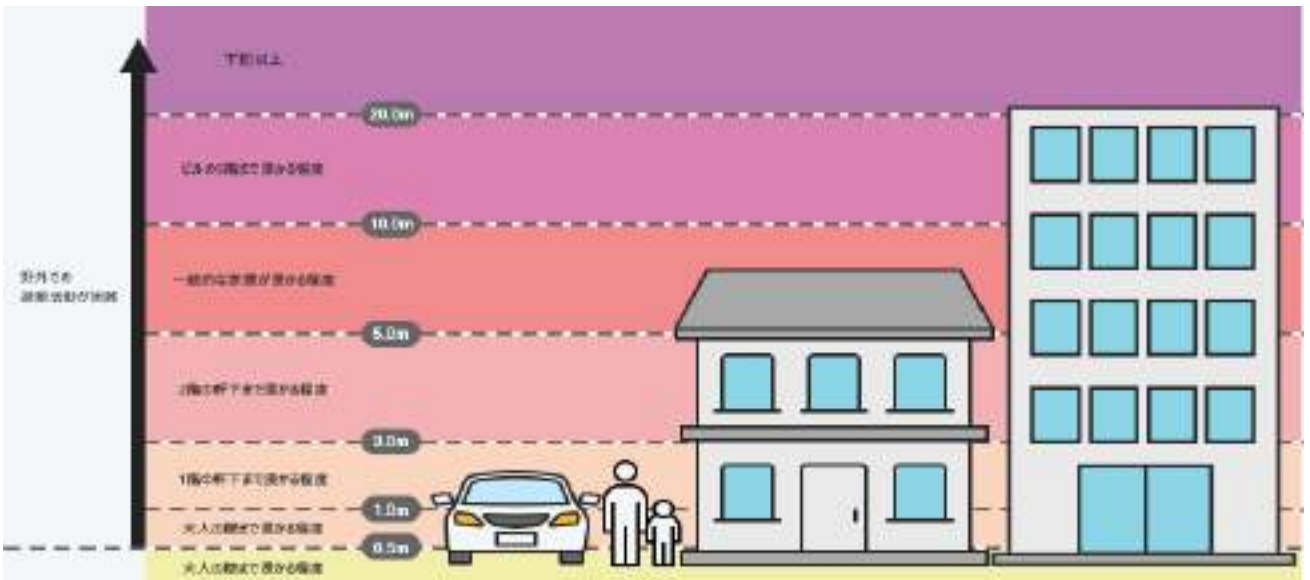


南海トラフ巨大地震が起きた際の津波による浸水結果について示します。

想定される浸水深は

—

です。



解説

- ・本コンテンツでは南海トラフの巨大地震モデル検討会(内閣府)で作成された陸域における津波浸水深データを加工し、南海トラフにおける最大クラスの津波による浸水結果を表示しています。浸水結果は発生した過去の地震やフィリピン海プレートの構造等に関する特徴などの、現時点の科学的知見に基づいたあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した結果です。
- ・津波浸水域のシミュレーション範囲は、宮城県南部から鹿児島県までの太平洋沿岸、瀬戸内海沿岸、長崎県・熊本県・鹿児島県の東シナ海側、沖縄県、伊豆・小笠原諸島です。結果が「- (ハイフン)」の場合、データが登録されていないか、シミュレーション対象区域外(浸水が想定されない区域)のため、地図上で色塗りがされません。
- ・想定している地震規模は最大でMw9.1です。また、浸水深データは10m×10mのメッシュ単位で表示しています。
- ・現時点での科学的知見をもとにした最大規模の想定となっていますが、今後の知見が進むことで想定最大規模が見直される可能性があります。なお、堤防等の設定が現地と齟齬がある場合には、結果が変わることもあり得ます。
- ・支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

<出典> 津波浸水深（南海トラフ巨大地震）／国際航業株

※内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成24年8月29日）を元に、国際航業株が編集・加工した情報です。

シリアルNo. 20260412024613110054



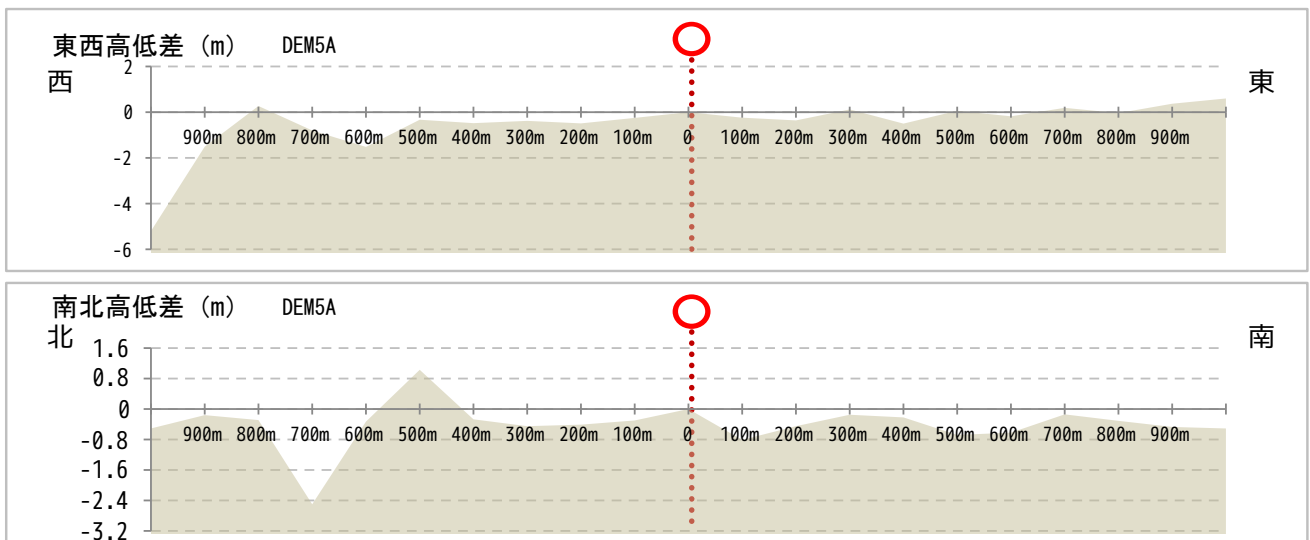
周囲との高低差を9段階で示します。

標高は 約 **2.9m** です。 低位地帯ではありません。

下記の地図画像は5m/10mメッシュデータを元に作成しています。



対象地点を中心に東西断面、南北断面の高低差を示します。



解説

- ・周囲の土地より標高が低いと、水が集まりやすく、水はげが悪くなります。
- ・低位地帯は、周辺よりも土地の標高が低く凹んだ場所にあたります。この様な場所は水が集まりやすく、内水氾濫などの浸水が想定される地域です。
- ・浸水の可能性として雨の降り方や土地利用形態、下水道等排水施設の排水能力や整備状況などの影響を受けることが考えられます。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。また、データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては、本レポートの記載内容だけでなく、必ず地方自治体等の機関が公表しているハザードマップなども併せてご確認ください。

<出典> 基盤地図情報(数値標高モデル) 5mメッシュデータ, 10mメッシュデータ (2022) / 国土地理院

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。(承認番号 平29情使、第735号)

DEM5A: 5mメッシュ(航空レーザ測量), DEM5B: 5mメッシュ(写真測量), DEM5C: 5mメッシュ(写真測量), DEM10B: 10mメッシュ(地形図等高線)

国土数値情報(低位地帯) (2015) / 国土交通省



洪水によって想定される浸水区域と深さについて示します。

想定される想定最大規模の浸水深は **0.5m以上3.0m未満** です。

想定される計画規模の浸水深は **0.5m以上3.0m未満** です。

洪水浸水想定区域（想定最大規模）



洪水浸水想定区域（計画規模）



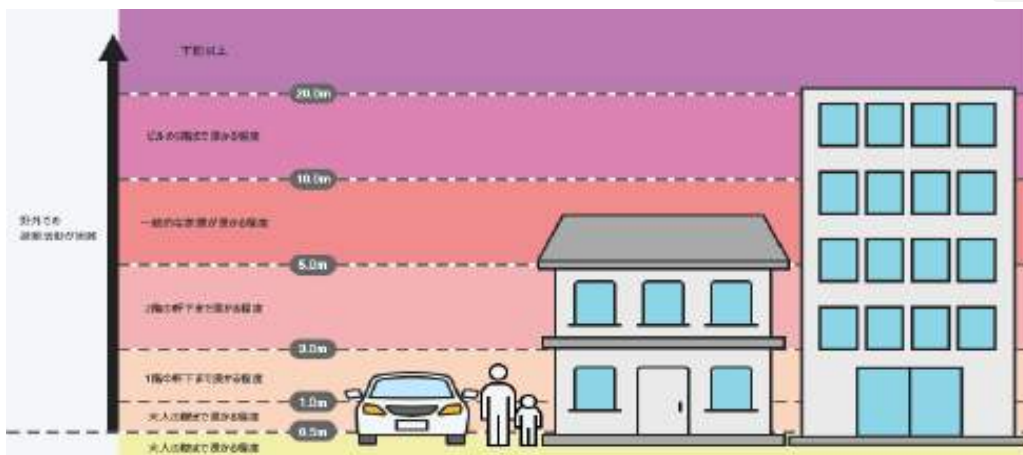
凡例

想定最大規模

- 浸水深 20.0m 以上
- 浸水深 10.0m 以上 20.0m 未満
- 浸水深 5.0m 以上 10.0m 未満
- 浸水深 3.0m 以上 5.0m 未満
- 浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満
- 浸水深 0.5m 未満

計画規模

- 浸水深 20.0m 以上
- 浸水深 10.0m 以上 20.0m 未満
- 浸水深 5.0m 以上 10.0m 未満
- 浸水深 3.0m 以上 5.0m 未満
- 浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満
- 浸水深 0.5m 未満



解説

- ・浸水想定区域は、河川管理者（国・都道府県ほか）が指定した洪水予報河川や水位周知河川において、降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域と想定される浸水の深さを表しています。
- ・平成27年に行われた水防法の改正において、浸水想定区域を計算する際に扱う降雨の量を「計画規模降雨」から「想定最大規模降雨」に見直すことが公表されました。現時点では「想定最大規模降雨」を用いた浸水想定区域は全国で作成されていない為、本レポートでは併記して表示するものとします。
- ・「計画規模降雨」とは河川法が定める「比較的発生頻度の高い降雨」を元に設定されたものです。
- ・「想定最大規模降雨」とは国交省が地域ごとに定めている「過去に観測された最大の降雨量」を元に設定されたものです。
- ・「計画規模降雨」と比べて、発生頻度が極めて低い降雨ですが、実際に発生する可能性はあります。
- ・結果が「-（ハイフン）」の場合、データ元にデータが登録されていないか、シミュレーション対象区域外（浸水が想定されないまたは対象となる河川がない区域）のため、地図上で色塗りがされません。色塗りがされていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- ・支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。

注意

- ・出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

<出典> 洪水浸水想定区域（計画規模）（2025）／国際航業㈱、洪水浸水想定区域（2025）／国際航業㈱

※「国土数値情報（洪水浸水想定区域データ）／国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。



家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている区域について示します。

対象地点は

—

に指定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域



凡例



家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)



家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)

【家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）】

氾濫した洪水の流速が早く、木造家屋が倒壊する恐れのある区域



【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）】

洪水の際に河岸が削られて、家屋が倒壊する恐れのある区域



解説

- 平成27年9月関東・東北豪雨において、堤防決壊に伴う氾濫流により家屋が倒壊・流出したことや多数の孤立者が発生したことを踏まえ、「想定し得る最大規模の降雨」による堤防決壊で、家屋の倒壊・流失をもたらすような氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域を家屋倒壊等氾濫想定区域として公表しています。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、一般的な構造の木造家屋について、水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算しています。
- 頑強な高層のビルがある場合には、倒壊等の恐れは低いため、ただちに立退き避難が必要との判断にはならない場合もあります。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域を推算しています。
- 過去の洪水時に発生した河岸浸食幅より、木造・非木造の家屋の倒壊等をもたらすような洪水時の河岸浸食幅を河岸高（堤内地盤高※と平均河床高の差）や川幅等から推算しています。
- ※堤内地盤高：堤内とは堤防により洪水氾濫から守られる住居や農地のある側のことで、堤内地盤高は堤防に隣接する堤内の土地の地盤高を指します。
- 結果が「-（ハイフン）」の場合、データ元にデータが登録されていないか、シミュレーション対象区域外（浸水が想定されないまたは対象となる河川がない区域）のため、地図上での色塗りがされません。色塗りがされていない区域においても家屋倒壊が発生する場合があります。

注意

- ・ 出典のデータや前提条件、判定手法の違いなどによって他の機関が公表している結果と異なる場合があります。データの更新や手法の精度向上などによって同じ地点でも更新前と異なる結果になる場合があります。ご利用にあたっては本レポートの記載内容のみでなく自治体等他機関が公表している情報も併せてご確認ください。
- ・ 宅地建物取引業法第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

＜出典＞ 家屋倒壊等氾濫想定区域(2025)/国際航業㈱

※「国土数値情報（洪水浸水想定区域データ）/国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。



土砂災害の可能性がある区域について示します。

土砂災害警戒区域 : -
土砂災害特別警戒区域 : -



凡例

警戒区域

- がけ崩れ
- 土石流
- 地すべり
- がけ崩れ(指定前)
- 土石流(指定前)
- 地すべり(指定前)

特別警戒区域

- がけ崩れ
- 土石流
- がけ崩れ(指定前)
- 土石流(指定前)
- 地すべり(指定前)

【がけ崩れ】



降雨時に地中にしみこんだ水分によって不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象です。

【土石流】



山腹・谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。

【地すべり】



斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。

解説

- ・台風や前線などにより、強い雨が降ったり、長い期間雨が降り続いたりすると、土砂災害が発生するおそれがあります。土砂災害には「がけ崩れ」、「土石流」、「地すべり」の3つの現象があります。がけ崩れや地すべりは地震により発生することもあります。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害の危険性がある地域について定められた条件に適合するか調査した結果から指定されたものです。実際の土砂災害の発生や被害の範囲を示すもの、証明するものではありません。また、指定された区域以外の範囲でも土砂災害が発生する可能性や、想定以上の土砂災害が発生することがあります。
- ・一部の区域では特別警戒区域の指定のみを先行して行っている場合があり、警戒区域のみ今後追加で指定される可能性もあります。
- ・土砂災害警戒・特別警戒区域のうち、「(指定前)」と記載のある地域は土砂災害防止法に基づく基礎調査のみ済んだ箇所を示しております。「(指定前)」の記載の無い地域は基礎調査後に行われる詳細確認を経て、土砂災害警戒・特別警戒区域として指定された地域です。
- ・結果が「- (N/A)」の場合、データ元にデータが登録されていない可能性があります。よって、対象区域外においても土砂災害が発生する可能性があります。

注意

- ・警戒区域・特別警戒区域の指定は、随時、追加指定、区域変更、指定解除等の更新があります。最新の情報は各都道府県にお問い合わせください。
- ・警戒区域・特別警戒区域のデータは 1/25,000 レベルの精度で作成されており、あくまでもおおよその位置を確認するもので、現行のものと誤差があります。
- ・本データはデータ作成に伴う誤差を含んでいます。制限行為等の発生する指定地範囲の詳細な情報については、各都道府県にお問い合わせください。
- ・宅地建物取引第三十五条の重要事項の説明等の根拠としないでください。

<出典> 土砂災害警戒区域(2025)/国際航業㈱

※「国土数値情報(土砂災害警戒区域データ)/国土交通省」を元に、国際航業㈱が編集・加工した情報です。



災害レッドゾーンに指定されている可能性が高い区域について示します。

災害危険区域 : —
急傾斜地崩壊危険区域 : —
地すべり防止区域 : —

災害危険区域



地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域



凡例

災害危険区域

■ 水害(河川)
■ 水害(海)
■ 水害(河川・海)
■ 急傾斜地崩壊等

■ 地すべり等
■ 火山被害
■ その他
■ 公開不可

地すべり防止区域

■ 地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

■ 急傾斜地崩壊危険区域
■ 公開不可

解説

- ・災害ハザードエリアは、被災の恐れが大きい区域で、「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」の2つに分けられます。
- ・災害レッドゾーンは、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の他、前項で示した土砂災害特別警戒区域を含めた4つが該当します。
- ・災害レッドゾーンに指定される区域では、都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の開発が原則禁止されています。
- ・災害危険区域は建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止に必要なものを当該条例で定めることができる制度です。
- ・地すべり防止区域は、地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第3条に基づき、関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域です。
- ・急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）第3条に基づき、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域です。
- ・対象地点が災害危険区域など区域に重なっている場合であっても「～に指定されている可能性が高い」という表記方法としています。
- ・本GISデータは概ねの位置を示すもので法指定区域の指定の根拠としては利用できません。詳細は各県の担当事務所にお問い合わせ頂く必要があります。
- ・結果が「指定されている可能性が高い」の場合、対象地点における開発行為は原則禁止されている可能性があります。
- ・また、結果が「—(ハイク)」の場合、災害ハザードエリア対象外若しくは、データが公開されていない可能性があります。
- ・利用するデータがポイントデータの場合は、ポイントを中心とした半径100m程度の円データを作成し表示しています。
- ・また、利用するデータの区域が○印（概ねの位置）で示されている場合もあります。

注意

- ・本データはデータ作成に伴う誤差を含んでいます。また、区域の形状は概略である場合があります。
- ・実際に告示している区域の位置等の詳細な情報については各都道府県へお問い合わせください。

<出典> 地すべり防止区域(2022)/国際航業株 急傾斜地崩壊危険区域(2022)/国際航業株

国土数値情報(災害危険区域)(2022)/国土交通省

※地すべり防止区域は「国土数値情報(地すべり防止区域データ)/国土交通省」を元に、国際航業株が編集・加工した情報です。

※急傾斜地崩壊危険区域は「国土数値情報(急傾斜地崩壊危険区域データ)/国土交通省」を元に、国際航業株が編集・加工した情報です。



周辺の避難場所、避難所などを示します。



No	拠点種別	対象の災害種別	避難場所	徒歩距離
①	指定緊急避難場所	地震/火災	都営鹿浜五丁目団地14号棟横空地	154 m
②	指定緊急避難場所	地震/火災	都営鹿浜五丁目団地給水塔横広場	444 m
③	指定緊急避難場所	地震/火災	押部西公園	471 m

No	拠点種別	対象の災害種別	避難所	徒歩距離
①	指定避難所	地震/風水害/高潮	鹿浜未来小学校	536 m
②	指定避難所/福祉避難所	風水害/高潮	鹿浜地域学習センター	642 m
③	指定避難所	地震/風水害/高潮	加賀中学校	715 m

解説

- ・ 避難場所の区分は①指定緊急避難場所：「自治体が指定した避難場所。一時避難場所などで呼称されている施設を含む。」②広域避難場所：「自治体が指定した大人数収容できる避難場所。地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所を指す。」③その他：「①、②以外の避難場所」と定義されます。
- ・ 避難所の区分は①指定避難所：「自治体が居住者・被災住民等を一時的に滞在させるために指定する施設。」②福祉避難所：「避難所のうち高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者等を滞在させることが想定された施設。」③その他：「①、②以外の施設」と定義されます。
- ・ 災害名称が括弧で囲まれている場合には、その避難所は該当の災害時に利用できないことを示します。

注意

- ・ 「対象の災害種別」に「災害種別の指定がありません」と出力される場合は、自治体が個別の災害利用可否の指定をしていないものです。詳細な情報については市区町村が公表しているハザードマップなどをご確認ください。
- ・ システムで自動的に処理しているため、実態とは異なる場合があります。

<出典> PAREA-Hazard(2025) / 国際航業株

シリアルNo. 20260412024613110054



対象地点から半径約1km範囲内の土壌汚染の指定区域の有無を示します。

土壌汚染対策法の **指定区域があります。**



対象地点から近い順に3つ公開しています。

● : 要措置区域 ● : 形質変更時要届出区域

凡例	区域種別	指定年月日	所在(地番)	面積(m ²)
1	形質変更時要届出区域(自然由来特例区域)	H29.12.19 一部解除 H30.6.28	埼玉県川口市領家四丁目3342-1、3342-7、3342-8、3342-11	23,377.00
2	形質変更時要届出区域(一部自然由来特例区域)	H29.9.27	東京都足立区鹿浜二丁目地内	4,817.94
3	形質変更時要届出区域	H25.11.26	埼玉県川口市東領家二丁目26-6の一部	210.00

形質変更時要届出区域

土壌汚染の人への摂取経路が無く、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去などの措置が不要な区域のことを言います。

要措置区域

土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のことを言います。

解説

- ・土壌汚染対策法に基づく調査の結果、法に定める指定基準に適合せず、土壌の汚染があると認められた土地については、県知事または市長(以下「県知事等」といいます。)が「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定し、公示します。県知事等はこの指定された区域を台帳として整備する事となっており、この台帳は所管窓口で閲覧することができます。
- ・位置が地番レベルで特定できない場合は、丁目区域の中心付近に▲で表示しています。丁目レベルでも特定できない場合は地図には表示していません。

注意

- ・周辺に指定区域がないからといって土壌汚染が過去から現在に至るまで存在しない事を示すものではありません。
- ・収録されている指定情報は、データ作成時点で各自治体のホームページに所在が記載されているものに限ります。その後指定解除または新たに指定されている可能性もあります。
- ・地図上の位置は、公表されている所在(地番)(複数の所在にまたがる場合は、そのうちの一つの所在)の情報から特定できるおおよその位置です。実際の汚染区域は、指定された区域の中に点在したり、広がりを持つため、地図上の位置は汚染区域の中心を表しているわけではありません。
- ・取引等にあたっては所管窓口で最新の情報をご確認ください。下記ホームページでは各地域の所管窓口を確認することができます。
参考) 土壌汚染対策法に係る行政窓口情報 <http://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>

<出典> 土壌汚染の可能性(2025)/国際航業株

※環境省が公表する土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(2025年10月6日閲覧)を元に国際航業株が編集・加工した情報です。

シリアルNo. 20260412024613110054



過去の航空写真を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壤汚染が発生している可能性があります。
水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が高くなります。

1961～1969年（昭和36年～昭和44年）



1974～1978年（昭和49年～昭和53年）



<出典> 地理院タイル／国土地理院



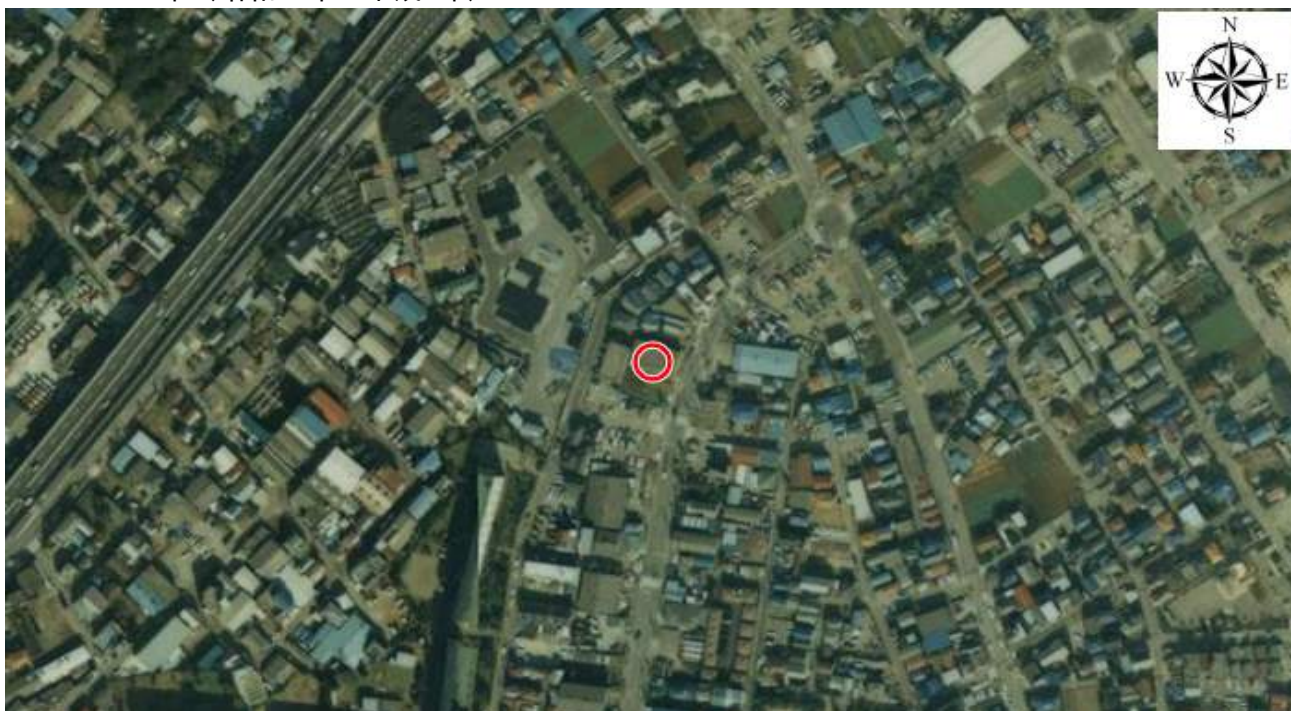
過去の航空写真を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壤汚染が発生している可能性があります。
水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が高くなります。

1979～1983年（昭和54年～昭和58年）



1988～1990年（昭和63年～平成2年）



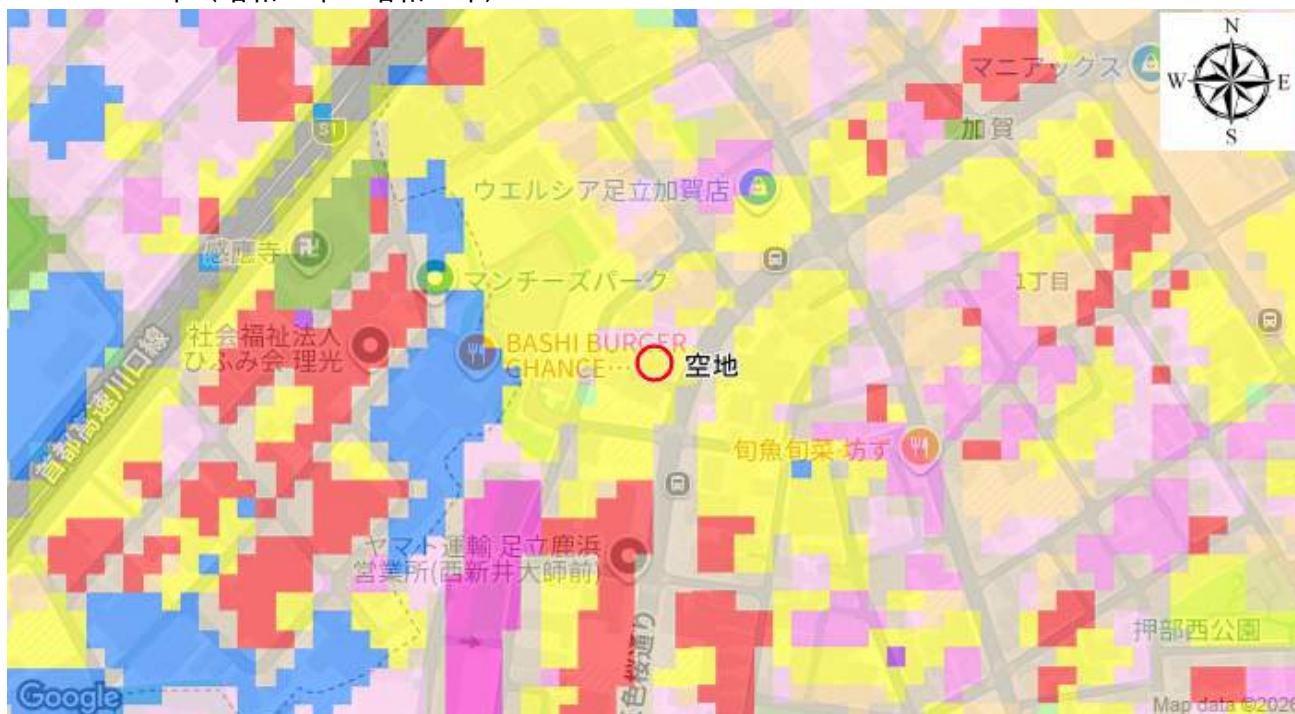
<出典> 地理院タイル／国土地理院



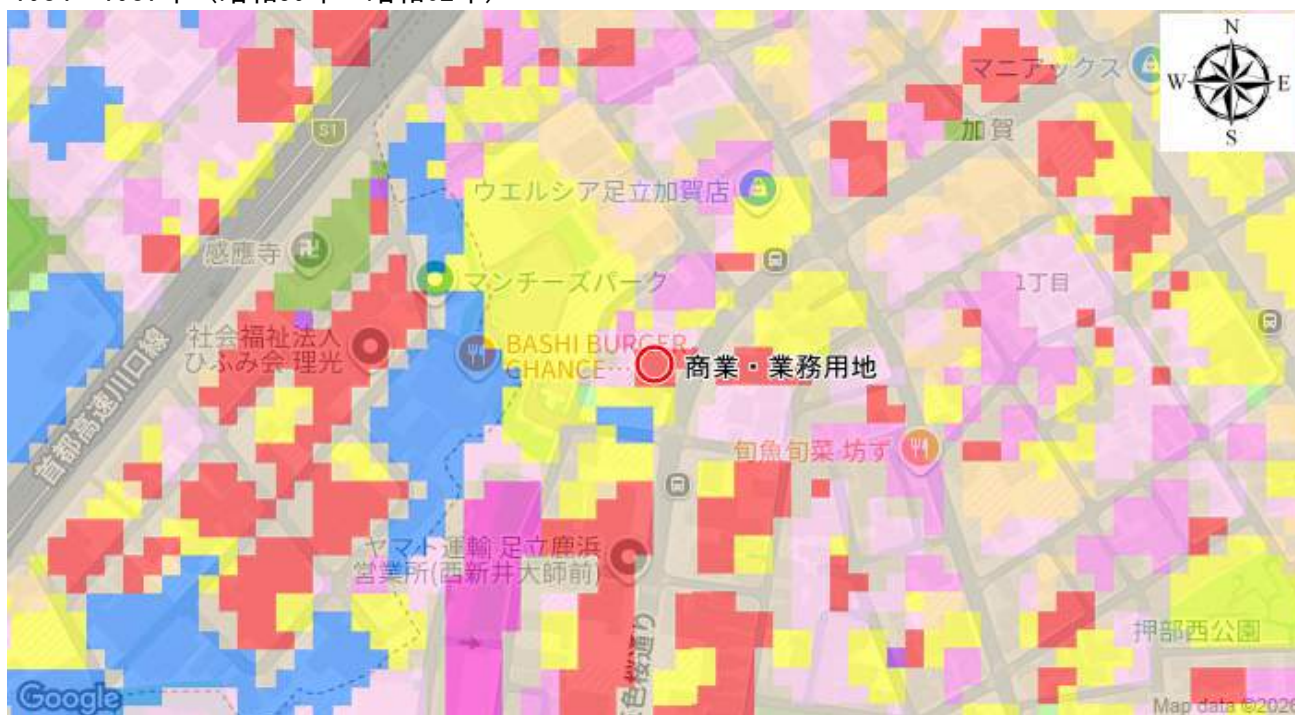
過去の土地利用を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壤汚染が発生している可能性があります。
水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が高くなります。

1974～1977年（昭和49年～昭和52年）



1984～1987年（昭和59年～昭和62年）



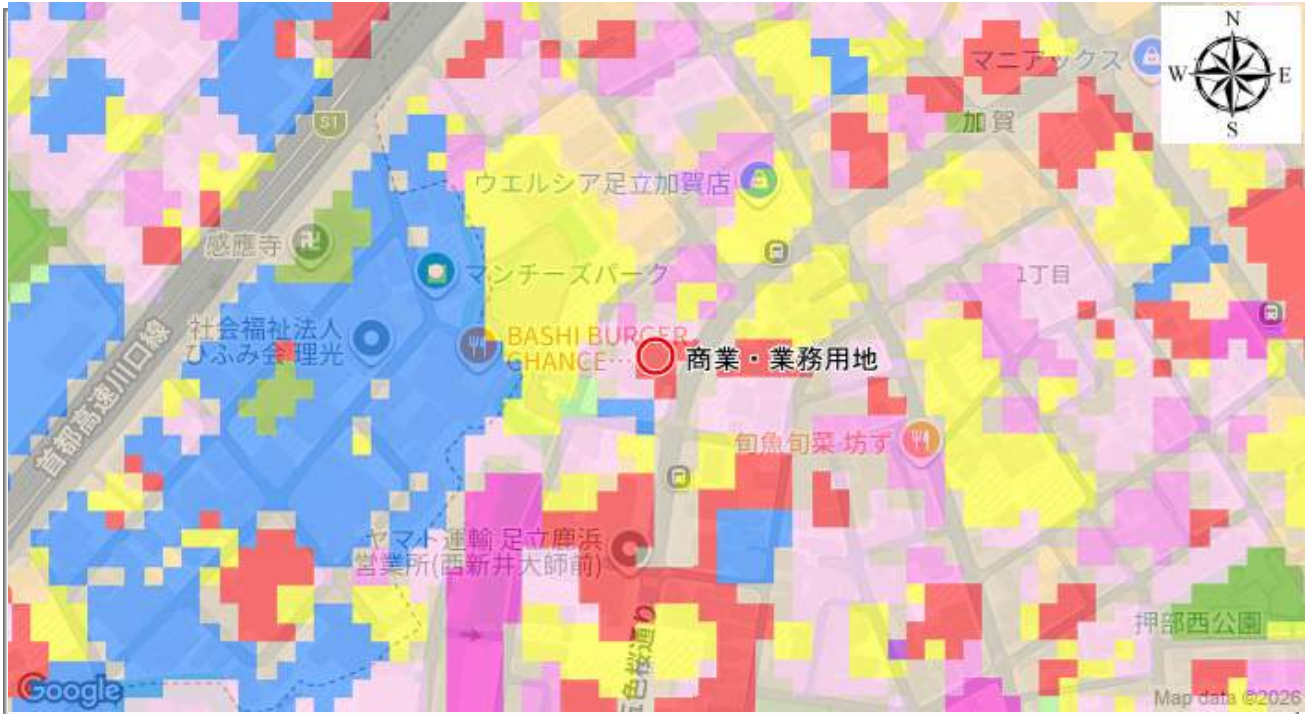
<出典> 細密数値情報(10mメッシュ土地利用)/国土地理院



過去の土地利用を示します。

過去に工場・病院等の施設が確認できる場合は土壤汚染が発生している可能性があります。
水田・河川・湖・沼だった土地は、地震のゆれが大きくなったり、液状化が発生する可能性が高くなります。

1994～1997年（平成6年～平成9年）



<凡例>



<出典> 細密数値情報(10mメッシュ土地利用)/国土地理院



対象地点の地形分類を示します。

地形分類は

盛土地・埋立地

です。



<凡例>

山地斜面等	山麓堆積地形	海岸平野・三井州	農耕平坦地
崖	扇状地	後背低地	切土地
地すべり地形（滑動型）	自然堤防	旧河運	高い盛土地
地すべり地形	砂利・砂堆・砂丘	風水敷・氾水敷・具	盛土地・埋立地
更新堆積土	大井川・大井川沿いの敷高地	湿地	干拓地
完新世阻土	凹地・浅い谷	河川・水運路及び水圏	改良工事中の区域
台地・段丘	谷地平野・汎濫平野	旧水部	

<地形の性質>

低地に土を盛って造成した平坦地や、水部を埋めた平坦地。盛土地は、一般的には浸水しにくいが高さが十分でない場合には、浸水する可能性があります。山地、台地・段丘における盛土地では、降雨により盛土法面（もりどりのりめん：土を盛ったことによつて作られた人工的傾斜面）の崩壊が発生する可能性があります。同時に、原地形の傾斜・形状などによつては地震動による流動化・崩壊の可能性を考慮する必要があります。

解説

・地形分類とは、地形の形態や成り立ち・性質などから分類したもので、その土地が山地か台地か、あるいは自然の地形を人工的にどのように改変しているかなどを区分したものです。

<出典> 地図・空中写真閲覧サービス（旧版地形図）／国土地理院

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（土地条件）を使用しました。（承認番号 平28情使、第1295号）